

様式第32の2（第26条関係）（平19経産令68・追加、令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 信託による特許を受ける権利についての変更届

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【変更の内容】

【信託関係事項】

【提出物件の目録】

【備考】

- 1 「【届出者】」の欄には信託法第2条第10項（信託の併合）、第11項（信託の分割）又は同法第3条第3号（自己信託）によるときは、信託の受託者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。また、同法第3条第3号（自己信託）による特許を受ける権利の信託を終了するときは、「【届出者】」の欄には、当該出願人の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。
- 2 「【変更の内容】」の欄には、例えば「信託法第3条第3号による信託」又は「信託法第3条第3号による信託の終了」のように当該届出の内容を記載する。
- 3 「【信託関係事項】」の欄には、第26条第1項各号の事項を記載する。
- 4 「【提出物件の目録】」欄に【物件名】の欄を設けて、当該証明書の書類名（自己信託に係る公正証書等）を記載する。
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、8、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第4の備考1並びに様式第32の備考1と同様とする。